

報告第3号

平成30年度亀岡市介護保険事業特別会計
予算の繰越明許費について

平成30年度亀岡市介護保険事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算の経費を地方自治法施行令第146条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度へ繰越したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月3日提出

亀岡市長 桂川孝裕

平成30年度亀岡市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

別紙

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 総務費	1 総務管理費	介護保険システム 改修事業	円 357,000	円 165,000	円	円 165,000	円	円	円	円